

入札公告

「都道府県構想見直し業務委託（下水調査）」について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年4月18日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第24-41055-0002号 都道府県構想見直し業務委託（下水調査）
- (2) 業務箇所 福島県
- (3) 業務概要 都道府県構想見直し業務
 - ・策定方針の決定
 - ・基礎調査
 - ・都道府県構想に用いるフレーム値等の予測
- (4) 完成期間 契約締結の日から令和7年3月15日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者
- (7) 建設コンサルタント登録規程による下水道部門の建設コンサルタント登録を受けている者
- (8) 次の①又は②の受託実績（平成26年度以降に限る、実施中業務を含む）がある者
 - ① 都道府県から直接受託した業務で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月国土交通省、農林水産省、環境省作成）に基づく都道府県構想策定業務の実績がある者。
 - ② 都道府県又は福島県内の市町村から直接受託した業務で、「社会資本整備総合交付金交付

要綱」（令和6年3月29日最終改正）「交付要綱付属第Ⅰ編基幹事業」に記載のイー7ー（9）下水道広域化推進総合事業に基づく下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定業務の実績がある者。

3 入札参加手続き等

入札に参加を希望する者は、都道府県構想見直し業務委託（下水調査）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付して、次に定めるところに提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

また、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、受領した書類は返却しない。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 別紙様式第1号「企業の実績等」

項目	期間又は期日	場所等
設計図書及び入札説明書等の閲覧等	令和6年4月18日（木）～ 令和6年5月8日（水）	福島県土木部土木総務課2 なお、入札説明書等については福島県土木部下水道課ホームページにおいても公開する。
入札参加資格確認申請書の提出	令和6年4月18日（木）～ 令和6年5月8日（水） 午後5時00分まで	郵便番号960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県土木部土木総務課2 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、左記必着とする。
入札参加資格確認通知書の送付日	令和6年5月9日（木）	
設計図書等の質問	令和6年4月18日（木）～ 令和6年4月23日（火）	福島市杉妻町2-16 福島県土木部土木総務課2 電話番号 024-521-7455 電子メール dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	令和6年4月26日（金）	福島県土木部下水道課ホームページ ※入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提出	郵便局差出期限日 令和6年5月15日（水） 配達日指定期日 令和6年5月20日（月）	入札書の宛先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県土木部土木総務課2
開札	令和6年5月21日（火） 午後4時30分	開札は公開とする。 福島市杉妻町2-16 福島県庁本庁舎 4階401会議室
落札者の決定予定日	令和6年5月21日（火）	

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。また、入札保証金に関する提出期限及び場所については以下のとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
入札保証金納付免除申請書	令和6年5月8日(水) 午後5時00分	福島県土木部土木総務課2
入札保証金を納付した領収書(写し)	令和6年5月20日(月) 午後5時00分まで	福島県土木部土木総務課2

5 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

6 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県土木部土木総務課(土木総務課2(経理担当))

電話番号024-521-7455

電子メール dobokusomu2@pref.fukushima.lg.jp

〈参考〉外封筒及び中封筒の貼り付け用紙（罫線にそって切り取り、外封筒と中封筒の両面に貼り付けてください。）

切り線

〒960-8670

入札書等在中

福島県福島市杉妻町2-16

福島県土木部土木総務課2 行き

開札日	令和6年5月21日
業務名	都道府県構想見直し業務委託（下水調査）
業務箇所	福島県
商号又は名称	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 令和6年5月15日

配達指定期日 令和6年5月20日

切り線

〒960-8670

入札書等在中

福島県福島市杉妻町2-16

福島県土木部土木総務課2 行き

開札日	令和6年5月21日
業務名	都道府県構想見直し業務委託（下水調査）
業務箇所	福島県
商号又は名称	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 令和6年5月15日

配達指定期日 令和6年5月20日

留意事項

これまでの一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便**で行ってください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、**中封筒は外封筒よりも小さいものを使用**してください。